

青梅市と

東日本電信電話株式会社における

DX人材の育成等に関する連携協定書

青梅市と東日本電信電話株式会社におけるDX人材の育成等に関する
連携協定書

青梅市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携してデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を推進することにより、甲におけるDX人材（DXの推進を担う人材をいう。以下同じ。）の育成および業務改善の推進に資するため、次のとおりDX人材の育成等に関する連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、甲におけるDX人材の育成および業務改善の推進を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) DXの推進および展開をするための人材育成に関すること。
- (2) デジタル技術を活用した業務改善の推進および展開に関すること。
- (3) その他前条の目的達成に資すること。

2 前項各号に掲げる事項を社会経済情勢の変化等に対応し、迅速かつ効果的に実施するため、甲および乙は定期的または随時に協議を行うものとする。この場合において、具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は、第1項各号に掲げる事項の一部を、甲との協議により、乙の関係会社、協力会社または業務委託先に実施させることができる。

（秘密保持）

第3条 甲または乙（以下この条において「受領当事者」という。）は、この協定の遂行により、相手方（以下この条において「提供当事者」という。）から知り得た情報（以下この条において「秘密情報」という。）については、それぞれ秘密を保持し、第三者に開示または漏えいをしてはならず、この協定以外の目的に使用しないものとする。ただし、事前に提供当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用しない。

- (1) 提供当事者から提供されたとき、すでに受領当事者が保有している情報
- (2) 受領当事者が秘密情報によらず独自に作成または取得をしていた情報
- (3) 公知の情報
- (4) 受領当事者が秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報

3 受領当事者は、この協定の有効期間終了後、秘密情報（複製物を含む。）の一切を提供当事者の指示に従い、速やかに返還または破棄をするものとする。

4 受領当事者は、この協定が理由のいかんを問わず終了した後も5年間、第1項から前項までに定める秘密保持の責務を負う。

(協定内容の変更)

第4条 甲または乙のいずれかから、この協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(公表)

第5条 甲および乙は、この協定を締結した事実およびその内容を公表する場合には、甲および乙が事前に合意した方法、内容および日時により行うものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、令和6年10月31日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲または乙のいずれかから書面による申出がない場合、同一の内容でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 甲または乙のいずれかが、この協定の解除を申し出る場合、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知し、かつ、甲乙協議の上、この協定を解除できる。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第7条 甲および乙は、反社会的勢力（暴力、威力または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含む。）と関係を持たないことを約する。

2 甲および乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いた信用毀損または業務妨害
- (3) 前2号に掲げる行為に類するもの

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項およびこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印して、各自がその1通を保有する。

令和6年10月31日

甲 青梅市

代表者 青梅市長 大勢待 利 明

乙 東京都立川市錦町4丁目11番5号

東日本電信電話株式会社

東京事業部 東京西支店長 伊藤 弘造